

# 令和6年度 固定資産税（償却資産） 申告の手引

税務行政につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市長に1月31日（土曜日又は日曜日に当たる場合は、翌月曜日）までに申告することになっています。

つきましては、この「申告の手引」を参照のうえ、資産の所在する区ごとに申告書を作成し、北九州市役所財政局税務部固定資産税課に提出してください。

なお、令和5年度から、申告書提出時の固定資産台帳等の添付は不要にしています。固定資産台帳等につきましては定期的に行っている実地調査を行う際に改めて、ご提出をお願いしますので、その際にご協力ください。

窓口の混雑が予想されますので、申告書の提出はeLTAX（電子申告）または郵送でお願いします。郵送の際は、同封の返信用封筒をご利用ください。

※控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、ご同封ください。

提出前に次の確認をお願いします。

チェック（申告書について）

- 申告書に連絡先は記入していますか？
- 申告書に資産所在地は記入していますか？
- 個人番号又は法人番号は記入していますか？

チェック（種類別明細書について）

- 増加資産の耐用年数は記入していますか？
- 増加事由の欄（1～4）は記入していますか？

北九州市ホームページから、申告書・申請書様式をダウンロードできます。

北九州市ホームページのご案内<<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>>

固定資産税（償却資産）のページの検索の仕方

北九州市 償却資産 検索

<<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/26000004.html>>

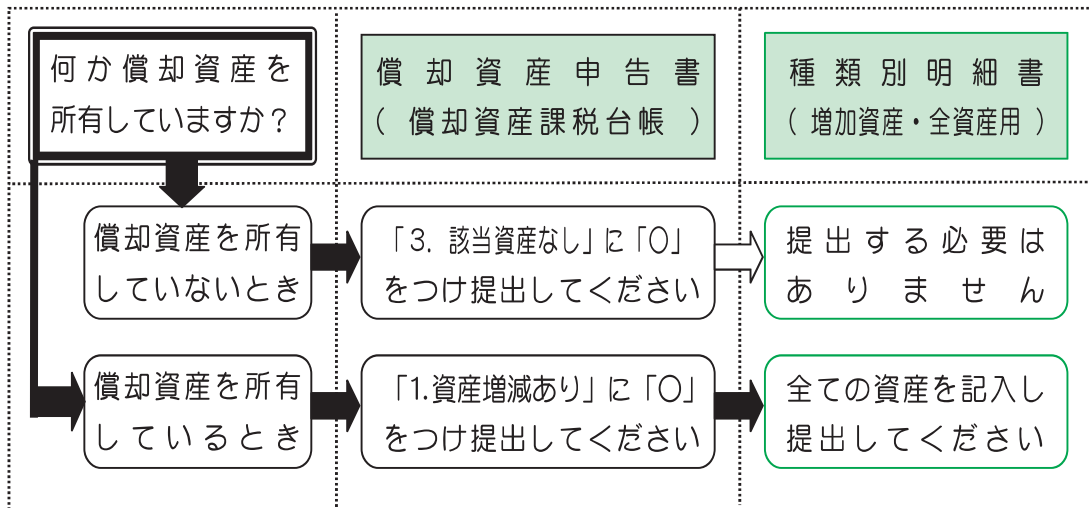
提出は 令和6年1月22日（月）までに ご協力をお願いします。

北九州市

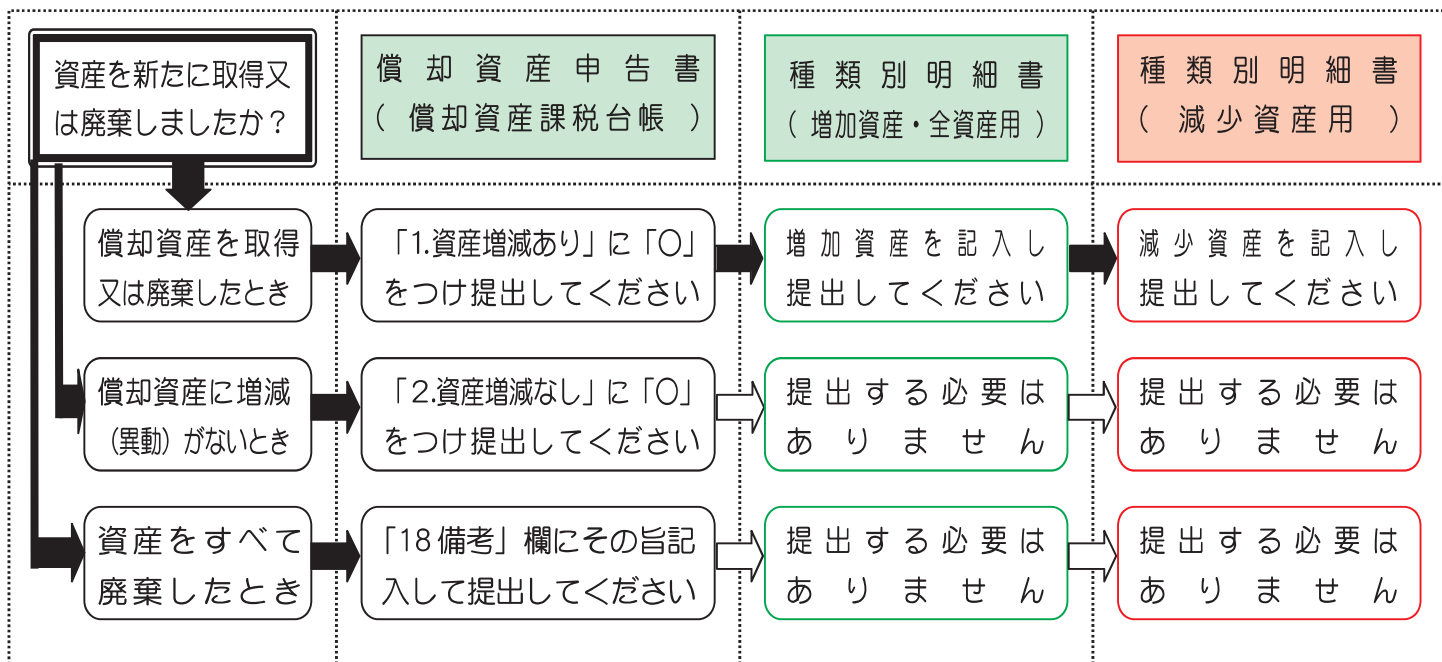
# 償却資産の申告とは

償却資産とは、土地、家屋以外の「事業用の機械や器具、備品などの固定資産」で、  
 一品の価格がおおむね10万円以上のものをいいます。（詳細については4頁参照）

## 1 新たに事業をはじめた方（初めて申告される方）



## 2 継続して事業を行っている方（前年度までに申告された方）



# 《 目 次 》

I	償却資産のあらまし	
1	償却資産とは	2
2	資産の種類と主な償却資産	2
3	業種ごとの主な償却資産	3
II	償却資産の申告方法等について	
1	申告の必要な方は	4
2	申告の対象となる資産とは	4
3	申告の対象とならない資産とは	5
4	提出していただく書類	6
5	申告書の提出期限	7
6	郵送申告される方	7
7	複数区に事業所がある方	7
8	「償却資産申告状況書」の利用方法について	7
9	eLTAX（電子申告）を利用される方	7
10	申告しなかった方、又は虚偽の申告をした方	8
11	実地調査協力をお願い	8
12	償却資産の課税標準額・免税点・税率など	8
III	電子計算機処理による申告（電算申告）方法	9
IV	償却資産申告書の記入例	
1	償却資産申告書の記入例	10
2	種類別明細書の記入例（増加資産・全資産用）	12
3	種類別明細書の記入例（減少資産用）	14
V	詳しくお知りになりたい方へ	
1	償却資産の課税客体となる車両	16
2	償却資産と家屋の区分	17
3	賃借人（テナント）の方等が施工した内装などについて	21
4	マイナンバー法による本人確認資料の提出について	21
5	借用資産（リース資産）について	22
6	所有権留保付資産について	22
7	国税との主な違い	23
8	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度 について	23
9	課税標準の特例該当資産	24
VI	減価残存率一覧表	25
VII	申告書の提出先及び問合わせ先	26

# I 償却資産のあらまし

## 1 償却資産とは

法人や、個人で事業を営んでいる方（例：工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートなどを貸付している方）が、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などの有形固定資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税の対象となります。

ただし、家庭用の資産や販売用に陳列保管している商品などは含みません。

また、鉱業権・漁業権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車、または軽自動車税の課税対象となっている軽自動車等は、固定資産税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合や、社員寮・社宅等も含まれます。

## 2 資産の種類と主な償却資産

資産の種類	課税対象となる資産				
1 構築物	舗装路面、ビニールハウス、屋外広告塔、擁壁、フェンス、ブロック塀、門、屋外配管、緑化施設、独立煙突、庭園、屋外排水溝、外灯、カーポート、自転車置場、外構工事、その他				
2 機械及び装置	各種製造設備、クリーニング設備、機械式駐車設備、印刷設備、太陽光発電設備、ブルドーザーなどの自走式作業用機械装置（分類番号0、00～09及び000～099ナンバーの大型特殊自動車）、その他 [例] <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>北九州 09</td><td>分類番号</td></tr><tr><td>あ 12-0△</td><td></td></tr></table>	北九州 09	分類番号	あ 12-0△	
北九州 09	分類番号				
あ 12-0△					
建物附属設備 （建物附属設備は「機械及び装置」で申告してください。）	受変電設備、簡易間仕切り、屋外給排水設備、その他 ※賃借人（テナント入居者）が施工した内装、給排水設備、電気設備などについては、21頁をご参照ください。				
3 船舶	漁船、遊漁船、客船、貨物船、工作船、遊覧船、ボート、その他				
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、その他				
5 車両及び運搬具	フォークリフトなどの構内運搬車輛（分類番号 9、90～99 及び 900～999 ナンバーの大型特殊自動車）、その他 <u>（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。）</u> ※大型特殊自動車については16頁をご参照ください。				
6 工具、器具及び備品	応接セット等の家具、陳列ケース、電気冷蔵庫、室内装飾品、厨房用品、じゅうたん、カーテン、テレビ、ルームエアコン、カラオケなどの音響機器、パソコン、ファックス、レジスター、宅配ボックス、その他				



### 3 業種ごとの主な償却資産

各資産の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く。）をご参照ください。

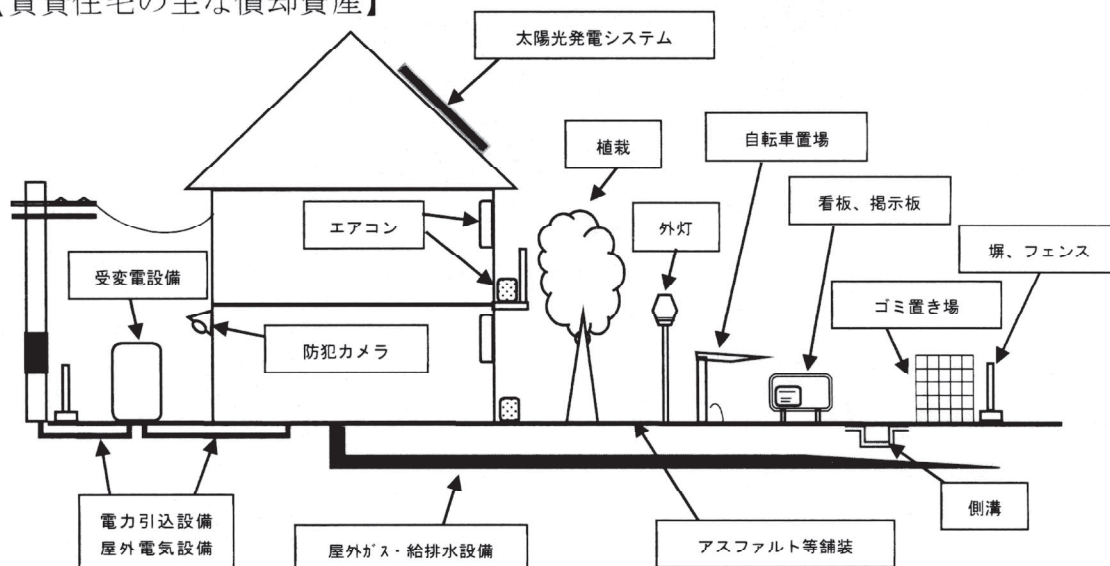
業 種	課 税 対 象 と な る 主 な 資 産
共 通	門、塀、庭園、舗装路面、受変電設備、テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、レジスター、応接セット、自動販売機、広告看板、ネオンサイン、焼却炉、複写機、パソコン、LAN設備、POSシステム、屋外給排水設備、その他
不動産貸付業	門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、屋外給排水設備、屋外電気設備、受変電設備、中央監視制御装置、その他 <u>※税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含まれない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象となります。</u>
駐 車 場 業	機械式駐車設備、オートロック式駐車設備、受変電設備、ターンテーブル、舗装路面、発券機、料金精算機、ブロック塀、コンクリート塀、フェンス、その他
接 客 業	カラオケ、ステレオ、ガスレンジ、電子レンジ、じゅうたん、電話設備、洗濯機、自動食器洗浄機、製氷機、放送機器、応接セット、その他
娯 楽 業	パチンコ器、パチスロ器、自動玉貸機、自動玉磨機、両替機、島工事、ゲームマシン、受変電設備、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置、その他
理 美 容 業	理美容椅子、洗髪設備、消毒殺菌設備、ドライヤー、サインポール、その他
医 科 歯 科 業	万能手術台、心電図、電気血圧計、脳波測定器、レントゲン装置、耳鼻科・歯科用ユニット、医療ガス設備、その他

※ 耐用年数の改正について（平成20年度税制改正関係）

平成21年度分固定資産税（償却資産）から適用となっています。

新しい耐用年数は取得時に遡って適用されず、平成20年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになりますので、企業独自の電算で申告を作成されている場合は、ご注意ください。

【賃貸住宅の主な償却資産】



## Ⅱ 償却資産の申告方法等について

### 1 申告の必要な方は

法人や、個人で事業を営んでいる方のうち、その事業に用いることができる土地及び家屋以外の事業用資産（償却資産）をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

なお、次の方も申告が必要です。

①償却資産を他に賃貸している方

②所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

③所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

④割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

⑤償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、「代表者 外〇名」という共有名義でご申告ください。申告書の記載については、10頁<1住所・2氏名>をご参照ください。）

⑥内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※解散、廃業、休業、移転した方、あるいは事業用の償却資産を所有していない方も、申告書右下の「18備考」の欄に必要な事項を記入して必ず申告してください。

※①～④の申告資産については22頁をご参照ください。

### 2 申告の対象となる資産とは

(1) 申告の対象となる資産は、令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる土地及び家屋以外の有形固定資産で、原則として、耐用年数が1年以上かつ1個または1組の取得価額(附帯費用を含む。)が10万円以上の事業用資産です。

ただし、10万円未満の資産でも、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は申告の対象となります。

(2) 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が適用された資産
- ② 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等が適用された資産
- ③ 決算期以降に取得された資産で、まだ、固定資産勘定に計上されていない資産
- ④ 償却済資産（減価償却を終わり、残存価額のみとなっている資産）
- ⑤ 建設仮勘定で経理されている資産で、令和6年1月1日現在完成している資産
- ⑥ 遊休資産（用途廃止資産を除く。）
- ⑦ 未稼働資産（いつでも稼働できる状態の資産）
- ⑧ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、所有している資産）
- ⑨ 追加的支出のうち「改良費（資本的支出）」に該当するもの
- ⑩ 福利厚生施設・社員研修施設・社員寮・社宅等

### 3 申告の対象とならない資産とは

次のような資産は、課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- ① 一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産を一括して3年間で償却する減価償却資産）※法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項による
- ② 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ③ 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象になります。）、立木、果樹
- ④ 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、特許権、商標権、営業権など。）
- ⑤ 100万円以上の美術品等（ただし、時の経過により価値の減少することが明らかかなものは申告の対象となります。）
- ⑥ 劣化資産（冷媒、触媒、熱媒など。）
- ⑦ ゴルフ場の芝生、商品、貯蔵品、修理用資材
- ⑧ 自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

## 4 提出していただく書類

(1) はじめて申告される方…全償却資産を申告してください。

申告対象者	①令和6年1月1日までに北九州市内で新たに事業を開始された方 (リース資産などを設置された方も含みます) ②今回、はじめて償却資産申告用紙が送られてきた方
申告する資産	①令和6年1月1日現在、北九州市内に所有し、事業の用に供することができる全償却資産 ②課税標準の特例資産、非課税資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書(第26号様式)…………… <b>緑色</b> ②種類別明細書(第26号様式別表1・全資産用)…………… <b>緑色</b> 該当する資産がない場合は、①償却資産申告書(「18 備考」欄の「3.該当資産なし」に○をつけてください。)のみを提出してください。
その他	償却資産の有無にかかわらず、必ず申告をお願いします。

(2) 前年度までに申告された方…資産の増加又は減少を申告してください。

申告対象者	前年度(令和5年度)までに申告された方
申告する資産	令和5年1月2日～令和6年1月1日までの増加又は減少資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書(第26号様式)…………… <b>緑色</b> ②種類別明細書(第26号様式別表1・増加資産用)…………… <b>緑色</b> ③種類別明細書(第26号様式別表2・減少資産用)…………… <b>赤色</b> 償却資産に増減がない場合は、①償却資産申告書(「18 備考」欄の「2.資産増減なし」に○をつけてください。)のみを提出してください。 該当する資産がない場合は、①償却資産申告書(「18 備考」欄の「3.該当資産なし」に○をつけてください。)のみを提出してください。
その他	電子計算機処理により申告される方は、全資産申告が必要です。詳細は9頁をご参照ください。

(3) マイナンバー法による本人確認資料

※ 詳細は21頁をご参照ください。

## 5 申告書の提出期限

地方税法第383条の規定では、1月31日（土曜日又は日曜日に当たる場合は、翌月曜日）が提出期限となっていますが、事務の整理上、令和6年1月22日（月）までに提出して下さるようご協力をお願いします。

※ 北九州市ホームページ（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>）から「償却資産申告書」と検索して、申告書等をダウンロードして申告していただくこともできます。

## 6 郵送申告される方

申告書を郵便で提出される方で、申告書の控用に受付印を必要とされる場合は、必ず返信用封筒と切手を同封してください。

（返信用封筒、切手がない場合は返送しませんのでご注意ください。）

## 7 複数区に事業所がある方

北九州市内の複数区に事業所がある方は、資産の所在する区ごとに申告書を作成し、申告してください。

なお、経理の都合上等、区ごとに申告することが困難な場合は、特定の区にまとめて申告する方法（一括申告の申出）もありますので、26頁の問合わせ先にご連絡ください。

## 8 「償却資産申告状況書」の利用方法について

同封の「償却資産申告状況書」は、「令和5年度償却資産課税台帳」に登録された資産内容を一覧表にしたものです。

令和6年度償却資産の申告にあたっては、この「償却資産申告状況書」の内容とお手元の「固定資産台帳」や「減価償却額（費）計算明細書」などを照合し、これまでの申告内容について、資産名称、取得価額及び耐用年数等の点検をしてください。

## 9 エルタックス e L T A X（電子申告）を利用される方

エルタックス e L T A X（電子申告）は、地方税に関する総合窓口として広くご利用いただけるシステムです。インターネットを通じてご利用になれますが、必要な準備や手続きがありますので、エルタックス e L T A Xのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）にアクセスしてください。

e L T A Xについてのお問い合わせは、【e L T A Xヘルプデスク電話】へお願いします。

電話番号：0570-081459

※本市ではe L T A X（電子申告）による申告を推奨しています。



## 10 申告しなかった方、又は虚偽の申告をした方

正当な理由なく申告しなかった場合は、北九州市市税条例第63条の規定により過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をしますと、地方税法第385条の規定により罰金などを科せられます。

## 11 実地調査協力をお願い

地方税法第353条及び地方税法第408条の規定に基づき市役所の償却資産担当者が申告内容の確認のために必要な帳簿類や参考資料の提出を求めたり、資産にかかる調査を行いますので、その折は、ご協力をお願いします。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されますと、地方税法第354条の規定により罰金などを科せられます。

また、調査に伴って申告の修正をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年次に応じて現年度だけでなく過年度についても価格や税額の変更をすることになります（原則として、地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分遡及することとなります。過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。）ので、あらかじめご了承ください。

## 12 償却資産の課税標準額・免税点・税率など

区 分	説 明
納 税 義 務 者	1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。 (償却資産を賃貸している方も含まれます。)
課 税 標 準 額	課税標準額は、1月1日現在の価格で課税台帳に登録された価格をいいます。
免 税 点	1区内において所有するすべての償却資産の課税標準額の合計が、150万円未満の場合は課税されません。
税 率	税率は、100分の1.4です。
税 額	税額は、課税標準額×税率で算定します。
納 期	納付すべき税額を年4回(概ね、4月・7月・12月・2月の月末頃)に分けて納めていただきます。



## Ⅲ 電子計算機処理による申告（電算申告）方法

申告対象者	電子計算機処理により申告される方
申告する資産	<p>①令和6年1月1日現在、北九州市内に所有している事業の用に供することができる全償却資産</p> <p>②<u>毎年度、全償却資産を申告してください。</u></p>
提出する申告用紙	<p>①償却資産申告書（第26号様式）…………… <b>緑色</b></p> <p>*北九州市から送付された申告書を使用してください。 （やむをえない理由により自社の申告書を使用する場合でも、所有者コードなど事務処理上必要ですので、必ず北九州市から送付された申告書も一緒に提出してください。）</p> <p><b>*評価額（ホ）の欄は、必ず記入してください。</b></p> <p>②電子計算機処理で作成した種類別明細書</p> <p>*令和6年1月1日現在において所有しているすべての償却資産を<u>全資産、特例資産、非課税資産別にページを区分して作成し、資産の種類ごとに合計額を出力したものを提出してください。</u></p> <p>また、<u>前年中の増加・減少資産も資産の種類ごとに区分して合計額を出力したものを添付してください。</u></p> <p><b>*次の項目は、必ず記載してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、減価残存率、耐用年数、今年度評価額</u></li> </ul> <p>*償却可能限度額は、取得価額の95%です。</p> <p>*「評価額」は、次の方法により算出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 前年中の取得資産  <math display="block">\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率} \quad \text{【半年償却】}</math> </li> <li>• 前年前の取得資産  <math display="block">\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率} \quad \text{【1年償却】}</math> </li> </ul> <p>*資本的支出にかかる改良費については、<u>新たな資産の取得とみなし、本体（既存部分）と区分して評価計算を行い、申告してください。</u></p>

# Ⅳ 償却資産申告書の記入例

## 1. 償却資産申告書の記入例

### < 1 住所・2 氏名 >

代表者名、ふりがな及び電話番号を記入してください。(押印は不要です。)  
 印字内容に変更があった場合は、訂正してください。(異動事由(商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項を備考欄に記入してください。)  
 また、住所及び氏名欄が印字されていない場合は、記入してください。  
 納税通知書等の送付先が所有者の住所と異なる場合は、その住所を記入してください。  
 償却資産を共有されている方は、「代表者外〇名」という共有名義で記入してください。

### < 取得価額 >

(イ) 前年前に取得したもの  
 (ロ) 前年中に減少したもの  
 (ハ) 前年中に取得したもの  
 (二) 計  
 の各欄は、**必ず記入してください。**

### < 評価額 >

電算申告以外の方は、記入の必要はありません。  
 電算申告の方のみ  
 「令和6年1月1日現在の  
 評価額(ホ)」の欄を、**必ず記入してください。**

必ず資産の所在区を記入してください。

令和 6 年 1 月 22 日  
**北九州市長**  
 受付印

令和 6 年 1 月 22 日  
**償却資産申告書**  
 【小倉北区 所在分】

803-0813  
 北九州市 小倉北区  
 城内 1 番 1 号  
 (電話 093-871-△△××)

北九州〇〇工業(株)  
 代表取締役 **北 九 太 郎**  
 上記住所・氏名に変更等がある場合は訂正してください。(屋号)

資産の種類	取得 価 額		
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)
	十億、百万、千、円	十億、百万、千、円	十億、百万、千、円
1 構 築 物	312833413	0	
2 機 械 及 び 装 置	3820174950	8150000	14387920
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具	20021000	0	
6 工 具 器 具 及 び 備 品	70463628	0	721050
7 合 計	4223492991	8150000	15108970

資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ニ)
1 構 築 物		
2 機 械 及 び 装 置		
3 船 舶		
4 航 空 機		
5 車 両 及 び 運 搬 具		
6 工 具 器 具 及 び 備 品		
7 合 計		

記 入

### ▼記入上の注意点

- ①申告書及び種類別明細書の網掛けしている欄は、記入しないでください。
- ②申告用紙が足りないとき、又は申告について不明な点があるときは、北九州市役所財政局税務部固定資産税課償却資産係にお問い合わせください。
- ③記入後の訂正は、二本線で抹消し、その欄内の上段に修正後の内容を記入してください。(訂正印は押さないでください。)
- ④申告書及び種類別明細書は、電子計算機の入力帳票としてそのまま使用しますので、必ず同封の用紙を提出してください。なお、数字、文字等は、枠内にボールペンで明確に記入して下さるようご協力をお願いします。
- ⑤用紙は複写(ノーカーボン紙)となっておりますので、提出の際には、(控用)を翌年度の申告資料としてお手元にお持ちください。

◆所有者が個人の場合

① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）第2条第5項に規定する12桁の個人番号を、右詰で記入してください。

② 本人確認資料の写しを添付してください。詳しくは21頁をご覧ください。

◆所有者が法人の場合

マイナンバー法第2条第15項に規定する法人番号（13桁）を記入してください。

6年度  
償却資産課税台帳

必ず記入してください。

所有者コード 380525		支店番号 06543216		申 1
小倉北区				
3 個人番号又は法人番号	000△△△×××□□□□	8 短縮耐用年数の承認	有	<input checked="" type="radio"/> 無
4 事業種目 (資本等の金額)	金属製品製造販売 (50 百万円)	9 増加償却の届出	有	<input checked="" type="radio"/> 無
5 事業開始年	昭和40年5月	10 非課税該当資産	有	<input checked="" type="radio"/> 無
6 この申告に 応答する者 の係及び 氏名	経理課会計係 北九 花子 (電話 093 - 871 - △△××) (FAX 093 - 872 - △△××)	11 課税標準の特例	有	<input checked="" type="radio"/> 無
7 税理士等の 氏名	小倉北区内2-2 北九税理士事務所 (電話 093 - 871 - △△××) (FAX 093 - 874 - △△××)	12 特別償却又は圧縮記帳	有	<input checked="" type="radio"/> 無
		13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法	<input type="radio"/> 定額法
		14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
計(イ)-(ロ)+(ハ) 312833413 3955904150		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地		
20021000 77674128 4366432691		① 小倉北区内1番1号 ② 小倉北区大手町1番1号 ③		
課税標準額		16 借用資産 (有) <input checked="" type="radio"/> (無) <input type="radio"/>		
		リース会社等 資産名 北九リース(株) パソコン 複写機		
		17 事業所用家屋の所有区分 <input checked="" type="radio"/> 自己所有 <input type="radio"/> 借家		
		18 備考(添付書類等) ※該当する項目に○をつけてください。 ① 資産増減あり ② 資産増減なし ③ 該当資産なし ④ 廃業・解散・転出等 (平成 年 月 日)		
		(決算期) 3 月、 月 (従業者数) 250 人		

第二十六号様式(提出用)

< 4 事業種目 >

事業種目を具体的に記入してください。

< 7 税理士等の氏名 >

申告の手続きを税理士等に依頼されている場合は、その方の住所、事務所名、担当者名、電話番号を記入してください。

< 8 短縮耐用年数の承認 >

法人税法施行令又は所得税法施行令の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。  
なお、「有」に該当する場合は、「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。

< 9 増加償却の届出 >

法人税法施行令又は所得税法施行令の規定により税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。  
なお、「有」に該当する場合は、「増加償却届出書」の写しを添付してください。

< 10 非課税該当資産 >

非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。  
なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告には含めないでください。  
ただし、種類別明細書(増加資産・全資産用)は必要です。

< 11 課税標準の特例 >

課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。

< 12 特別償却又は圧縮記帳 >

租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳の有無について、該当する方を○で囲んでください。

< 13 税務会計上の償却方法 >

税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。

< 14 青色申告 >

法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。

< 18 備考(添付書類等) >

次のア～ウのような事項を記入してください。書ききれない場合は、別用紙(任意用紙)に記入してください。  
ア 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等  
イ 非課税資産、課税標準の特例適用資産、減免該当資産又は耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称  
ウ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

< 15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 >

同一区内に資産の所在地が2か所以上ある場合は、その所在地の全部を記入してください。

< 16 借用資産 >

他から借り受けた償却資産の有無を記入してください。  
借用資産がある場合には、リース会社等や資産名を記入してください。新規リース資産がある場合には、リース契約書の写しを添付してください。

< 17 事業所用家屋の所有区分 >

該当する方を○で囲んでください。  
事業所用家屋がある場合は、< 15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 > 欄の該当番号を記載してください。

不要

## 2. 種類別明細書の記入例 (増加資産・全資産用・緑色)

申告年度「6」を記入してください。

<数量>  
単位をつけずに記入してください。

種類別  
(増加)

<所有者コード>  
記入してください。

1頁からの通し頁を記入してください。

コード	資産の種類
1	構 築 物
2	機 械 及 び 装 置
	内 装 及 び 建 築 設 備
3	船 舶
4	航 空 機
5	車 両 及 び 運 搬 具
6	工 具、器 具 及 び 備 品

賃借人(テナント)の方等が施工した内装及び建築設備などの資産は、「機械及び装置」とみなし、コード「2」で記入してください。(詳しくは21頁を参照してください。)

### <資産の名称等>

資産の名称、型式、能力などを「カナ文字」、「算用数字」、「アルファベット(大文字)」を使用し、具体的に記入してください。※漢字、ひらがなでの記入はできません。

名称、数量等は、同じ場合でも「同上」、「〃」などと記入しないでください。

所有者コード		申告年度		種類別 (増加)	数 量	取得年月		
支店番号		頁				年号	年	月
行 番 号	資 産 の 種 類	耐 年 コ ー ド	資 産 の 名 称 等 (カタカナ、アルファベット、数字、ハイフンを使用してください。)					
01	2		タクシヨウホールバン	1	5	3		
02	2		タクシヨウカットグラインダー	1	5	11		
03	2		エアプレス	1	31	4		
04	6		パソコン	1	5	4		
05	6		フロッピーユニット	1	5	4		
06	6		クレーンキャブクレー	1	5	5		
07	2		No2ミルセッチ	1	5	5		
08	2		RIKバーナー	1	2	6		
09	2		オデイショリソウチ	1	5	4		
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
小 計								

注意 「年号」の欄は、平成は「4」、令和は「5」に〇印を付けてください。

「増加事由」

### <取得年月>

年度は、「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」、「昭和」に取得したものは「3」となります。なお「令和」、「平成」の場合は印刷済みのため該当する番号に〇印を付けてください。年月は資産を取得した年月を記載してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。





### 3. 種類別明細書の記入例 (減少資産用・赤色)

前年中に減少した資産の取得年月を記入してください。	年号	コード
	明治	1
	大正	2
	昭和	3
	平成	4
令和	5	

申告年度「6」を記入してください。

令和 6 年度

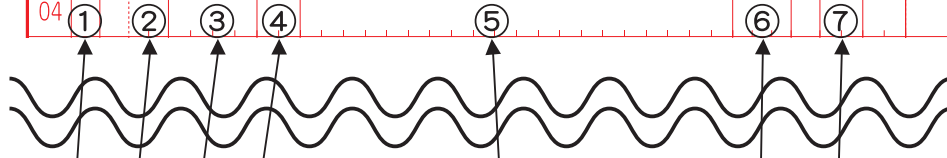
### 種類別明細書

<所有者コード>  
記入してください。

<申告年度>  
昭和: 3、平成: 4、令和: 5を  
記入してください。

同封の「償却資産申告状況書」と比較してどの資産が減少したか、該当する資産の種類、申告年度、頁、行数を記入例のように書き写してください。  
なお、「償却資産申告状況書」は、令和5年度までに資産の申告があった方のみ送付しています。

所有者コード		支店番号								
行番号	資産の種類	申告年度		頁数	行数	資産の名称等 <small>(カタカナ、アルファベット、数字、ハイフンを使用してください。)</small>	数量	取得年月		
		年	年					年	月	日
01	23	61		1	07	ショクシャキ	1	3	6	11
02	24	17		1	07	エアツショベル	1	4	16	12
03										
04										
19										
20										
小計										



### 4. 償却資産申告状況書

この「償却資産申告状況書」は、「令和5年度償却資産課税台帳」と同一の資産内容を一覧表にしたもので、令和5年度までに資産の申告があった方のみ同封しています。

※ 令和5年度 小倉北区 新規

※	所有者コード				※						
①	②	③	④	404		⑤ 償却資産	⑥	⑦	申告		
資産の種類	申告年度	頁	行番号	耐年コード	資産の名称等	数量	取得年月	取			
2	61	1	07	2007	ショクシャキ	2	S60.11	2,			
2	61	1	08	2007	スコープ	1	S60.11				
2	61	1	10	2007	コンポウキ	1	S60.11				
2	63	1	02	2055	サイダンキ	1	S62.10	1,			
2	17	1	07	2026	エアツショベル	1	H16.12	7,			



所有者名を頁ごとに入力してください。

細書  
減少資産用)

取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
			1売却 3移動	2減失 4その他	
1150000			1・②・3・4	1・②	2台のうち1台減失
7000000			1・②・3・4	①・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	

第二十六号様式別表(提出用)

種類別明細書の「増加資産・全資産用」と「減少資産用」の合計枚数とし、そのうちの何枚目かを記入してください。

<減少事由>  
番号を○で囲んでください。  
1:売却  
(売却先を摘要欄に記入)  
2:減失  
3:移動  
(移動先を摘要欄に記入)  
4:その他  
(具体的な理由を摘要欄に記入)

<減少区分>  
番号を○で囲んでください。  
1:申告済資産の全部が減少  
2:申告済資産の一部が減少

<取得価額>  
資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
8150000					

種類	種別
1	建築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具・器具及び備品

1 - 000001

⑧状況書

			所有者名		1枚のうち	
			北九州〇〇工業(株)		1枚目	
得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※ 課税標準の特例		増加事由
				率	コード	
300,000	10	0.794				1・2 3・4
350,000	4	0.562				1・2 3・4
120,000	10	0.794				1・2 3・4
750,000	8	0.750				1・2 3・4
000,000	5	0.631				1・2 3・4

第二十六号様式別表一

# V 詳しくお知りになりたい方へ

## 1 償却資産の課税客体となる車両

### (1) 大型特殊自動車

次の表に掲げる車両は、大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告対象となります。

なお、大型特殊自動車は、運輸局への登録の有無に関わらず、すべてが償却資産の申告対象です。

(道路運送車両法施行規則第2条別表第1)

大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
一般用 ・ 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	15 km/h を超える もの	4.7 m を超える もの	1.7 m を超える もの	2.8 m を超える もの
		(上記の各項目に1つでも該当すれば大型特殊自動車です。)			
農耕 作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	35 km/h 以上の もの			
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣が指定する特殊な構造を有する自動車				

### (2) 大型特殊自動車の分類番号 (自動車登録規則第13条第1項第2号別表第2)

申告が必要な大型特殊自動車は、次の分類番号のものです。

区分	分類番号
建設機械に該当するもの	0、00～09、000～099
建設機械以外のもの	9、90～99、900～999

【例】ナンバープレートの表示  
分類番号

北九州 00  
あ 12-××

北九州 99  
い 67-××

### (3) 無登録車両の取扱いについて

自動車税が課税される自動車及び軽自動車税が課税される軽自動車等は、償却資産の申告対象から除かれます。

そのため、自動車及び軽自動車等が、無登録車（ナンバープレートのついていない車両）であっても償却資産の申告は必要ありません。

## 2 償却資産と家屋の区分

### (1) 建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備、空気調和設備、消火設備、避雷設備、塵芥処理設備などで本来家屋と一体となって家屋の効用を高めるための設備をいい、税務会計上では、おおむね「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」別表第1の「建物附属設備」に該当するものです。

### (2) 建築設備の償却資産と家屋の区分

建築設備は、経理上の勘定科目に関わらず、固定資産税の取扱い上、次の区分により償却資産と家屋とに分離して取り扱われます。

#### 償却資産の申告対象とするもの

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、独立した機器としての性格の強いもの、特定の生産業務の用に供されるものは、償却資産として取り扱われます。

次のような設備は、すべて償却資産として取り扱われます。

- (例) ① 工場等における機械の動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備、空調設備など
- ② 工場などの天井クレーン設備
- ③ 冷凍・冷蔵倉庫、製氷業の冷凍・冷蔵設備
- ④ 公衆浴場、プール等のろ過機
- ⑤ 映画館、演劇場、興行場のスクリーン設備、局所照明設備、音声発生装置
- ⑥ 証券会社に設けられる株式価格表示設備
- ⑦ 事業用駐車場の駐車機械設備

#### 家屋の評価に含めるもの

家屋に取り付けられた建築設備で、通常家屋と一体となって家屋の効用を高めるものは、家屋として取り扱われます。

よって、次頁の区分表で「家屋評価に含めるもの」に区分している設備であっても、家屋と構造上一体となっていないものについては、償却資産の対象となります。

建築設備については償却資産と家屋の区別が困難な場合が多いので、次頁の区分表を参考にいただき、詳しい取扱いについては、北九州市役所財政局税務部固定資産税課償却資産係にお問合わせください。

### (3) 建築設備に関する償却資産と家屋の区分表

表中『家屋評価に含めるもの』に区分している設備であっても、屋外にあるもの、家屋から独立して設置されたもの又は家屋と所有者が異なるもの等で事業の用に供しているものについては、償却資産として申告の対象になります。

設備種類	設備の分類	償却資産の申告対象とするもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	変電設備	変圧器並びに附属する配管及び配線一式、工業用変送電設備、配電設備	
	屋内配線設備	工場内製造機械用コンセント	配管、配線、スイッチ、コンセント、分電盤
	電灯照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、電光盤、外灯、電球・蛍光管	屋内の照明設備
	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備一式（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配管、配線等）	左記以外のもの
	予備電源設備（自家発電）	蓄電池、発電機及び附属品一式、充電器、配管、配線	
	太陽光発電設備	太陽光発電設備一式（右記以外のもの）	太陽光発電設備一式（屋根建材一体型）
	中央監視制御装置	装置一式（配管、配線を含む）	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線、端子盤
	インターホン設備		インターホン器具等 配管、配線
	音響呼出設備	アンプ	ベル、ブザー、配管、配線
	出退表示設備		表示器、操作盤、配管、配線、押しボタン
	窓口用特定用件表示設備		表示器、操作盤、配管、配線
	火災報知設備	屋外のもの	配管、配線、附属機器
	業務監視用 T V 設備	受像機（テレビ）、カメラ	配管、配線
	T V 等共同 視 聴 設備	受像機（テレビ）	親アンテナ、整合器、分岐器、分配器、配管、増幅器、ケーブル
	ラジオ設備	受信機、アンテナ	配管、配線
	T V 設備	受像機（テレビ）、アンテナ	配管、配線

設備種類	設備の分類	償却資産の申告対象とするもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	電気時計設備	親時計、モーターサイレン、 外壁に取付けられた電光時計	子時計、端子盤、ベル、 チャイム、配管、配線
	電熱設備	電熱器、冷蔵庫、電子レンジ	配管、配線
	L A N 設備 (インターネット)	サーバー、ハブ、端末機、ケーブル 光ファイバーケーブル、配管、WiFi設備	
ガス設備	ガス供給設備	屋外配管、生産事業用一式	屋内支管、排気管、 カラン（業務用を除く）
給水設備	水源	井戸、屋外配管	
	揚水設備		ポンプ、揚水管
	給水設備	独立高架水槽、屋外配管、 工業用給水配管	受水槽、貯水槽、 ポンプ、止水栓、 給水栓、圧縮機、 圧力タンク、配管
給湯設備	局所給湯設備	独立煙突、瞬間湯沸し器	バーナー、ボイラー、 貯湯槽、配管
	中央給湯設備	独立煙突、独立煙道	ソーラー式集熱器及び 貯湯槽、ボイラー、配管
衛生設備	衛生器具設備	独立煙突、事業用流し類、 メディスンキャビネット	洗面器、手洗器、 便器及び付属器、 洗髪器、シャワー、窯、 洗浄器、浴槽、水飲器、 温水洗浄便座
	便器洗浄装置		洗浄装置一式
	便槽設備		便槽装置、排気筒
	し尿浄化槽設備	し尿浄化槽装置一式（建物から離れて 設置されているもの）	し尿浄化槽装置一式 （建物と一体となっ ているもの）
排水設備	排水設備	屋外のもの、工業用排水配管	屋内排水管、ポンプ
	通気設備		通気管（ベント）
防災設備	消火設備	ホース及びノズル、 手提式・車輪付消火器、 ガスボンベ、屋外消火栓設備	消火栓設備、 スプリンクラー設備、 ドレンチャー設備、 泡消火設備、 ハロゲンガス消火設備、 炭酸ガス消火設備
	避雷設備		避雷設備一式
換気設備		工業用送風装置	送風機、換気扇、 排風機、ダクト

設備種類	設備の分類	償却資産の申告対象とするもの	家屋評価に含めるもの
空気調和設備		ルームエアコン(室外機含む)、 ＩＣ工場等のクリーンルームの 空調設備 エアシャワー、 工場内熱処理用ボイラー設備	ダクト式エアコン、 埋め込み式エアコン、 ダクト設備、配管設備、 冷凍機、ヒートポンプ、 冷温水発生装置、 冷却塔、温水ボイラー、 蒸気ボイラー、温風炉、 燃焼装置、給油装置、 太陽熱利用放熱器、 赤外線ヒーター、 ファンコイルユニット、 加湿装置、減湿装置、 エアーカーテン(家屋と 一体となっている設備)
運搬設備		機械式駐車場設備、 工業用ベルトコンベアー設備一式、 天井クレーン設備一式 気送子、 搬送個(病院のカルテ運搬用)	エレベーター、リフト、 気送管設備 ダムウェーター、 エスカレーター、 メールシユート設備
塵芥処理設備		独立煙突、独立煙道、 屋外の塵芥燃焼炉設備	ダストシユート、 焼却炉
厨房設備		調理機器、食器洗淨機、製氷機、 冷凍・冷蔵庫、温蔵庫	システムキッチン
洗濯機設備		洗濯機、脱水機、乾燥機、 プレス機	
医療機器設備		医療用ガス設備、吸引設備、ポンペ、 真空ポンプ、消毒設備、手術設備、 X線設備	
その他設備	自動扉設備		自動扉設備
	管制設備		自動車管制設備
	清掃設備	移可動の清掃機器	窓拭用ゴンドラ(構造 上、家屋と一体となっ ているもの) 中央式真空清掃設備
	非常通報設備		非常通報設備
	特殊設備	夜間金庫	銀行等の金庫室の扉
	その他	宅配ボックス	



### 3 賃借人（テナント）の方等が施工した内装などについて

賃借人（テナント）の方等が自己の費用で施工した内装、造作及び建築設備などの資産については、償却資産として賃借人（テナント）の方等に申告していただいております。

つまり、賃借人（テナント）の方等が施工した内装などの資産を事業の用に供しているときは、原則として賃借人（テナント）の方等がその資産の所有者として固定資産税の納税義務者となります。

#### （１） 申告の対象となる資産を具体的に示せば、次のようなものです。

- ① 内部・床・天井仕上げ・建具・造り付け家具、間仕切りなどの内装工事
- ② 電気、ガス、給排水、衛生、空調などの建築設備

#### （２） 申告の方法

- ① 賃借人（テナント）の方等が、内装などの資産を他の一般資産と合わせて申告してください。
- ② 償却資産申告書に記入する際の資産の種類は、「2 機械及び装置」に含めてください。

### 4 マイナンバー法による本人確認資料の提出について \*法人を除く

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を行います。以下①～③ごとに1種類ずつ資料の写し（コピー）をご提出ください。ただし、電子申告をご利用の方は不要です。

#### （１） 申告者本人が申告書を提出する場合（窓口・郵送）

- ① 番号確認資料→個人番号カード（裏面）、通知カード、住民票（個人番号が記載されたもの）等
- ② 身元確認資料→個人番号カード（表面）、運転免許証、市が住所及び氏名を印字して送付した申告書等

#### （２） 代理人が申告書を提出する場合（窓口・郵送）

- ① 申告者本人の番号確認資料→本人の個人番号カード（裏面）、本人の通知カード、本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等
- ② 代理人の身元確認資料→代理人の個人番号カード（表面）、代理人の運転免許証、代理人の税理士証票等
- ③ 代理権確認資料→税務代理権限証書、委任状等  
※ 代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく、原本の添付をお願いします。

#### （３） その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

## 5 借用資産（リース資産）について

借用資産（リース資産）の償却資産における申告義務者は、一般的には次の（１）及び（２）のように区分されます。

なお、取得価額が20万円未満のリース資産（法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産）については、償却資産の申告対象資産とはなりません。

### （１） 賃貸人（リース会社）に申告義務がある場合

下記（２）の場合以外

なお、申告の際は、申告義務者確認のため、必ず「リース契約書」の写しを添付してください。

### （２） 賃借人（借り受けている企業、人）に申告義務がある場合

下記の①及び②のいずれかに該当する場合のリース取引は、借り受けている方に申告義務が生じますので契約内容を確認してください。

#### ① 売買として取扱うケース（次の㉠～㉣のいずれかに該当するもの）

㉠ リース期間終了の時又はリース期間の中途において、リース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるもの。

㉡ 賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途において、リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの。

㉢ リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであること又はリース資産の識別が困難であると認められるもの。

㉣ リース期間がリース資産の法定耐用年数に比して相当の差異があるもの（賃貸人又は賃借人の法人税又は所得税の負担を著しく軽減すると認められるもの）であること。

#### ② 金銭の賃借として取扱うケース（リースバック）

譲受人が譲渡人に対する賃貸を条件に資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況を照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるもの。

## 6 所有権留保付資産について（地方税法第342条第3項）

割賦（分割）販売などで購入した資産は、買主の方が申告してください。

## 7 国税との主な違い

項目	償却資産（固定資産税）	国 税
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	旧定率法	選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 即時償却	認められません	認められます
増加償却・短縮耐用年数	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円
改良費（資本的支出）	区分評価	区分評価 （平成19年3月31日以前取得 の資産については、合算評価）
3年一括償却	認められます	認められます
中小企業者等の少額減価償却 資産の取得価額の損金算入	認められません	認められます
家庭用と事業用の両方で 使用の資産の使用按分	認められません	認められます

## 8 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度について

平成15年度税制改正で創設された「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧第67条の8）」（一定の中小企業者に該当する法人等が一定期間に取得等をした減価償却資産で、取得価額が30万円未満であるものについて、損金算入を認める制度）の適用を受け、損金経理され損金の額に算入された資産であっても、固定資産税上は申告対象となります。

## 9 課税標準の特例該当資産

特定の償却資産に対しては、地方税法上、「課税標準の特例」を設け、税負担の軽減が図られています。該当資産の特例適用の認否については、北九州市財政局税務部固定資産税課償却資産係で行います。

なお、新規に申告される資産がある場合には、特例対象資産届出書及び適用判定書類の提出が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

### 課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

適用条項	特例対象施設等	課税標準の特例率	主な適用判定書類（例）
地方税法 第349条の3 第5項	内航船舶	1/2	船舶検査証書・船舶国籍証書の写し等
地方税法附則 第15条第25項 第1～3号	再生可能エネルギー発電設備※	最初の3年間 1/2～3/4	（太陽光発電のみ） 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し等 （太陽光発電以外） 再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し等
地方税法附則 第15条第32項	企業主導型保育事業の用に供する固定資産 ※各年度の賦課期日において、引き続き政府の補助（企業主導型保育事業の運営費補助金）を受けていることが必要 なお施設整備補助金は対象外 また有料で借り受けて当該事業の用に供している固定資産は対象外	平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に最初に政府の補助を受けた日の属する翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年間 1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し</li> <li>減価償却明細書又は固定資産台帳</li> </ul>
地方税法附則 第15条第45項	認定先端設備等導入計画に基づき中小事業者等が取得した機械装置等 ※取得前に先端設備等導入計画の認定を受けていることが必要	最初の3年間 1/2 （令和5年4月1日～令和7年3月31日の取得に限る） ※ただし賃上げ方針を先端設備等導入計画に位置付けた場合は、下記のとおり ・R5.4.1～R6.3.31取得資産 最初の5年間 1/3 ・R6.4.1～R7.3.31取得資産 最初の4年間 1/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）</li> <li>当該計画の認定書（写）</li> <li>認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写）</li> <li>賃上げ方針を伴う計画の場合は、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）等</li> </ul>

#### ※再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例の適用について

標記発電設備のうち、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに取得した太陽光発電設備については、適用要件は以下のとおりです。

①自家消費型太陽光発電設備（固定価格買取制度の対象となる設備は該当しません。）

②再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた設備

ただし、平成28年3月31日までに取得した太陽光発電設備については従前の規定が適用されます。

また、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備については、適用要件が異なります。

詳しくはお問い合わせください。

## Ⅵ 減価残存率一覽表

		初年度	2年度目以降
償却月数 耐用年数		6ヶ月 (半年償却)	12ヶ月 (1年償却)
1			
2		0.658	0.316
3		0.732	0.464
4		0.781	0.562
5		0.815	0.631
6		0.840	0.681
7		0.860	0.720
8		0.875	0.750
9		0.887	0.774
10		0.897	0.794
11		0.905	0.811
12		0.912	0.825
13		0.919	0.838
14		0.924	0.848
15		0.929	0.858
16		0.933	0.866
17		0.936	0.873
18		0.940	0.880
19		0.943	0.886
20		0.945	0.891
21		0.948	0.896
22		0.950	0.901
23		0.952	0.905
24		0.954	0.908
25		0.956	0.912
26		0.957	0.915
27		0.959	0.918
28		0.960	0.921
29		0.962	0.924
30		0.963	0.926
35		0.968	0.936
40		0.972	0.944
45		0.975	0.950
50		0.977	0.955
55		0.979	0.959
60		0.981	0.962
65		0.982	0.965
75		0.985	0.970
100		0.988	0.977

# Ⅶ 申告書の提出先及び問い合わせ先

## 申告書の提出先及び問い合わせ先

北九州市役所 財政局 税務部 固定資産税課 償却資産係	TEL 093-582-3210 (直通)
	FAX 093-582-8611

## 郵送される場合のあて先

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所 財政局 税務部 固定資産税課 償却資産係

## 申告書を持参される方

受付期間	受付場所
1月15日(月)から受付開始 ※法定申告期限(令和6年1月31日)までの申告をお願いします。	北九州市役所 6階 固定資産税課



北九州市印刷物登録番号 第 2309009A 号